

『金銭賃借簿』にみる特殊飲食店で働く酌婦の生活

Study on Life of the prostitute in the entertainment district in early modern Kurume

平川 知佳

Chika HIRAKAWA

1. 特殊飲食店とは
 - (1) 特殊飲食店の誕生と展開
 - (2) 特殊飲食店の構造
2. 久留米市における特殊飲食店の存在
 - (1) 観光案内にみる久留米市の「料理店」
 - (2) 特殊飲食店が存在していた町
3. 『金銭賃借計算簿』にみる酌婦の契約状況
 - (1) 『金銭賃借計算簿』にみる酌婦の契約状況
 - (2) 「別仮」記載にみる酌婦の生活
4. むすびにかえて
 - (1) 酌婦と娼妓のそれぞれの生活
 - (2) 酌婦と娼妓の生活の比較からみえてくるもの
 - (3) まとめ

はじめに

福岡県久留米市には、明治期から昭和33（1958）年の売春防止法が施行されるまで、桜町遊廓という遊廓が存在していた。しかしながら、桜町遊廓の娼妓以外にも、遊廓の様な場所で女性が働いていたとされる。桜町遊廓は県公認の遊廓であったが、それ以外にも、非公認の遊廓のような機能を持つ場所が久留米市内には存在していたことが、個人の手記やいわゆる紀行文等の中に散見される¹。また久留米市で過去行った聞き取り調査の中でも、そのような話は聞くことができる²。しかしながらそういった久留米市内における非公認の遊廓のような機能を持つ場所について焦点をあてた考察は、これまで行われておらず、全体像がつかめないままである。そういった店がまちのどのあたりに存在し、またどのような業態で営業していたのか、そこでどういった人が働いていたのかという点も明確に記録されているわけではない。現代のわたしたちにとっては、公認と非公認の遊廓の区別もつくわけではない。

¹ 『観光の久留米市勢要覧！商工人名鑑』（前田伝造、夕刊大久留米社、昭和12（1937）年）、『久留米よいところ』（久留米紹介社、昭和13（1938）年）、『久留米医師会史』（久留米医師会史編纂委員会、昭和45（1970）年）など

² その場合桜町遊廓以外の場所も「遊廓」とひとくくりに表現されることが多い。

そこで今回注目したいのが、久留米市内に存在していた「料理屋」である。それは一般的に「特殊飲食店」などとも呼ばれ、表向きは料理屋や飲食店の看板を掲げているが、そこでは、いわゆる売春を行う女性が働いていたとされている。そういった店が昭和初期の久留米に多数存在していたのである。

本研究では、この特殊飲食店を非公認の遊廓のような機能を持つ場所と仮定し、その成り立ちやそこで働く女性の生活について明らかにすることを主な目的としたい。特殊飲食店で働く女性の生活実態については、久留米市東町の料理店で実際に使用されていたとされる『金銭貸借簿』（久留米市教育委員会所蔵）という金銭記録を参考に考察をすすめていく。

また、その際、これまで筆者が考察を行ってきた、公認の遊廓で働く女性の生活実態との比較を行うことで、非公認の遊廓のような機能を持つ場所と公認の遊廓の相違点について明らかにすることができたらと思っている。そうすることで非公認の遊廓のような機能を持つ場所についての特徴を浮き彫りにすることができるのではないかと考える。

1. 特殊飲食店とは

(1) 特殊飲食店の誕生と展開

まず、「料理屋」すなわち特殊飲食店と呼ばれる店の定義について確認しておく。最初に特殊なサービスを行う飲食店つまり売春営業を行っていた店と述べたが、はじめからそういう形態の店ではなかったとされる。

特殊飲食店とは、もともと「カフェー、バー、喫茶房等其名称の如何を問はず、婦女が客席に侍して接待する料理店、飲食店」のことであった³。営業するためには、所轄警察署長の許可が必要であった。また、そこで働く女性は、一般的に「酌婦」「女給」などと呼ばれていた⁴。

営業にあたっては「構造設備は洋風なることを原則」とし、女性が接待してくれる業態は、「他に求められない独特な刺激と、新鮮な魅力ある享楽場」と謳われ、人々の関心を集めた⁵。カフェーは誕生したとされるのが明治末期の大阪と言われているが、大正時代になると、大阪や東京といった大都市だけでなく、各地にカフェーが乱立していった。そんなカフェーをはじめとする特殊飲食店は、昭和8（1933）年1月に出された「特殊飲食店営業取締規則」によって、営業方法や構造設備など営業者また従業員の遵守事項が定められ、風紀の維持が目指された。そこで「公安風俗上の制限」として、営業時間は12時までとし、社交ダンス、演劇、活動写真、観物、演劇等の禁止のほか、酌婦を店頭に立たせること（客引き）や酌婦に異様な服装をさせないことなど細かな項目が決められた。また、酌婦の素行を十分監視すること、卑猥な行為をなした場合はなさしめることのないよう注意が払われた。つまり、この時点で特殊飲食店は、規則上、性風俗営業が認められていなかったことがわかる。

特殊飲食店の長は、「大衆性」であった。遊廓や料亭での遊びには時間もお金も必要であるが、特殊飲食店なら、それらと遊びの形態は違いこそすれ、短時間かつ安価に女性と時間を過ごすことができる。そのため、中・下層階級の人でも楽しむことができたのである。そのように大衆に支持される特殊飲食店であったが、急激に支持を集めるがゆえ、業者間で競争を激化させていくようになる。そのころ時代が「エロ・グロ・ナンセンス」を求めていたことから、特殊飲食店でも、客を引きつけるために、酌婦に性的なサービスを行わせるようになっていくのである。

特殊飲食店で働く酌婦の売春やサービスの激化は、福岡県でも問題となっていたようである。昭和12

³ 「特殊飲食店営業取締規則」（昭和8（1933）年）より引用。

⁴ 以降この論文では酌婦と呼ぶことにする。「酌婦」「女給」の他に大きな括弧で「私娼」と呼ばれることもある。

⁵ 「特殊飲食店営業取締規則」（昭和8（1933）年）より引用。

(1937)年の『福岡日日新聞』には、福岡県下における特殊飲食店経営者は約2000名、そこで働く従業員は5700余名で、いよいよ飲食店内における売春行為が盛んになっているということが書かれている⁶。それが問題なのは、公認遊廓と違って管理されていない場所での売春行為は、風紀を乱すだけでなく、性病を蔓延させる結果を招いてしまうためである。そこで、昭和13(1938)年に「特殊料理屋営業取締要綱」という取締規則が出され、特殊飲食店において、花柳病予防施設の完備、健康診断の励行、風紀上の弊害を矯正する為家屋の構造を改良し、又営業地域を指定すること、そのほか、酌婦へ保護を加え品性を向上させるため、業者と抱酌婦との契約標準を明示すること等が新たに明記された。ここで注目したいのが、「花柳病予防」「健康診断の励行」といった文言である。この文言には、明らかに、特殊飲食店の店内で、売春行為をはじめとする性的サービスが行われる想定が盛り込まれていると言える。特殊飲食店の営業は、建前上、遊廓のように売春が行われる場所として公認するわけではないが、準公認的な存在とし、花柳病予防施設の設置や健康診断を実施することで、性病の蔓延や風紀の乱れを水際で防ぐことが目指されたのであった。

もともとは準喫茶的な性格をもつ特殊飲食店であったが、大衆的な雰囲気から中・下層の人々に人気を博し、林立して行く間に、サービスの激化が行われ、女性がいるということから、売春営業が行われるようになったのである。

(2) 特殊飲食店の構造

特殊飲食店がどのような構造で、そこでどのように女性が働いていたのかということを具体的に確認しておきたい。さきほど紹介した、福岡県で出された「特殊料理屋営業取締要綱」を参考にする。

建築構造としては、昭和8(1933)年に出された「特殊飲食店営業取締規則」では洋風の造りが決められていたが、この「特殊料理屋営業取締要綱」では、そういった指定は特にない。しかしながら、新たに建物内に「酌婦化粧室(居室)」「酌婦及遊客ノ為ニ供スル浴室及洗淨所ヲ設ケ」ることが決められた⁷。「酌婦化粧室(居室)」は客をとるための部屋、「浴室及洗淨所」は、性病を予防したり身体を清潔に保つための設備で間違いない。このように、構造的にも、表向きは料理屋であるが売春営業も行われる場所としてつくられた。

副見喬雄の『帝都における売淫の研究』には、「売淫の行はるる」特殊飲食店の代表的型として、「階下に於ける一坪乃至数坪の客席を土間とし、数脚のテーブルと椅子を用意し、其の傍に階段を設け、階上は三畳又は四畳半の小座敷を用意せる」構造が描写されている⁸。ここから、一階部分がいわゆる飲食をする場所で、2階の3畳から4畳半の小部屋が「酌婦化粧室(居室)」だったことが伺える。また「飲食店に対する観念は、漸次飲食すべき場所と言ふことから離れて、享樂すべき場所と言ふことに遷って来た(中略)雇女は客に媚を呈することを当然と考へ、客は雇女に戯れることを当然と思ふ様になり、相率ひて売淫の行はるる機会を多からしめつつある」という記述からも、特殊飲食店の実情がうかがえる⁹。

2. 久留米市における「料理屋」の存在

(1) 観光案内にみる久留米市の「料理屋」

久留米市にも特殊飲食店が多数存在していたことは冒頭でも述べたが、それらが実際にどういう業態であったかをいくつかの記述からみていきたい。久留米では特殊飲食店のことをおもに「料理屋」と呼んで

⁶『福岡日日新聞』昭和12(1937)年2月27日の記事参照。

⁷「特殊料理屋営業取締要綱」(昭和13(1938)年)第3章。

⁸『帝都における売淫の研究』(副見喬雄著、博文館、昭和3(1928)年)274ページ参照。

⁹同上、245ページ参照。

いる¹⁰。

久留米市における「料理屋」について書かれた文献はとても少ないが、ここでいくつか取り上げたい。「料理屋」について触れている文献で一番古いものは昭和12（1937）年である。そのため久留米市において「料理屋」は少なくともこの時期から存在していたということがわかる。その内容をみてみたい。

まず取り上げるのは、昭和12（1937）年に出された久留米市内の観光案内である。久留米市内の観光地が書かれているものであるが、その中に「芸妓は新町、紺屋町、櫻町合わせて四百五十余名あり、筑後情緒豊かな美人揃いであります。又原古賀町には櫻町遊廓があり、瀬ノ下町、大石町、白山町、東町方面には料理屋保健組合の紅燈花街があり妍を競ふ姐さん連中の数は七百余名と云はれています」とある¹¹。「料理屋」が、芸者街や遊廓と並んで、娯楽機関の1つとして認知されていたことがわかる。また「料理屋」に保健組合が存在していたこともわかる。

そのほか、昭和13（1938）年に出された『久留米よいとこ』というガイドブックにも、遊廓等とともに「料理屋」の項目がある。そこでは、「東部、中部、西部の三組合に別れ、急行電車久留米駅前南入及省線久留米駅東南西附近（バス縄手町下車）に在り、三組合合して八十五軒、三〇六名の酌婦を擁し、特に衛生設備に力を入れ、保険組合を組織して診療所を設置し、サービスに留意し、安壮なる建物櫛比して繁昌を極めて居る。」と紹介されている。ここでも、「特に衛生設備に力を入れ、保健組合を組織して診療所を設置」している点が書かれており、暗に売春営業がなされていることが読みとれるようになっている。

ある個人の手記には、次のような記述もある¹²。「酌婦は料理屋にいた。名は料理屋でも、料理を食べる所ではない。ショートタイムは50銭から1円でOKといった手軽さが喜ばれていた。東部は西鉄駅付近から西町に密集し、西部は白山、縄手町から瀬ノ下、大石町にかけて店が続いていた。」

この3つの記述から読みとることができるのは、戦前、売春営業を行う「料理屋」が東部、中部、西部の3つのエリアにわかれて存在しており、それぞれ組合があったということである。具体的な場所としては、東部エリアは当時の急行電車久留米駅（現・西鉄久留米駅）付近の東町と西町、中部および西部エリアが白山町、縄手町および瀬下町¹³、大石町ということになる。

『商工人名録』を参考により詳しくみると、「料理屋」は、掲載されている分だけになるが71軒、その内訳は東町9軒、縄手町20軒、白山町12軒、大石町8軒、瀬下町12軒、西町6軒、その他4軒となる¹⁴。こうしてみると、中部及び西部エリアである、縄手町、白山町、そして瀬下町、大石町あたりに多く集まっていたことがわかる。

（2）特殊飲食店が存在していた町

ここからは、「料理屋」すなわち特殊飲食店が存在していたとされる町1つ1つに注目し、地名の由来や歴史、町の持つ特性について考察し、その中で可能な限り、店がいつつくられたのかということについて考察を試みる。

縄手町

縄手町という地名は、同町が、かつての久留米城から瀬下町に至る間の地で、周辺が田んぼの畷（なわ

¹⁰ これまでの記述通り特殊飲食店と統一したいが、のちに取り上げる当時の資料に「料理屋」と記されているので、久留米市における特殊飲食店は「料理屋」と記述する。

¹¹ 『観光の久留米市勢要覧！商工人名鑑』（前田伝造、夕刊大久留米社、昭和12（1937）年）

¹² 『久留米医師会史』（久留米医師会史編纂委員会、昭和45（1970）年）の小野正男氏による個人手記。

¹³ 瀬下町は、時代によっては「瀬ノ下」の表記もみられる。本論中においては引用部分以外は、現在使用されている地名である「瀬下町」に統一する。

¹⁴ 『商工人名録』（久留米商工会議所、昭和11（1936）年）参照。

て) だったことに由来する。なわてとはあぜ道のことを指す。縄手町は、明治23 (1890) 年に九州鉄道 (現 JR 鹿児島本線) が縦断し、また明治38 (1905) 年には筑後軌道の縄手停留所が設置されるなど早い段階から市街化が進んでいた。昭和11 (1936) 年の『商工人名録』によると、縄手町には19軒もの「料理屋」の数が確認できる¹⁵。それ以前の記録は残っておらず、そういった店が、いつから存在していたのかは不明だが、少なくとも戦前から縄手町には男性客を相手にした「料理屋」街が比較的大規模な形で存在していたことがわかる。そしてそれは『商工人名録』に記されている住所から参照すると、池町川沿いに沿う形で存在していた。昭和25 (1950) 年の『久留米商工年鑑』によると「料理屋」¹⁶の数は13軒¹⁷。昭和11 (1936) 年に比べると多少の減少はあるものの、戦前から引き続き営業が続いていたことがわかる。

白山町

白山町は、明治9 (1876) 年、庄島村 (現庄島町の一部) と京隈村 (現京町の一部) が合併し白山村として成立したことから始まる。地名の由来は、庄島村の白角折神社と京隈町の山王宮の頭文字を合わせたことによる。大正7 (1918) 年に、白山町となった。明治33 (1900) 年には国武特許緋合名会社工場、明治42 (1909) 年つちや足袋会社白山工場がつけられる。大正元年 (1912) には久留米と大川間を結ぶ大川鉄道が開通し、白山町に久留米の起点となる上久留米駅がつけられた。また大正3 (1914) 年には同町で水天宮700年記念勸業共進会が開催された¹⁸。白山町では早い段階から市街化がすすみ、繁栄していた様子がうかがえる。『商工人名録』によると、白山町においては、昭和11 (1936) 年には12軒、昭和15 (1940) 年には16軒の「料理屋」が確認できる¹⁹。このように、戦前白山町に「料理屋」街があった事は確認できるものの、『商工人名録』に記された住所を参照してみても当時の住所は現在存在していない。しかしながら、『角川日本地名大辞典 40福岡県』の「白山町」の項において興味深い記述を発見することができた²⁰。それによると、大正3 (1914) 年に開催された水天宮700年記念勸業共進会の会場の跡地に栄町と称する遊興街ができたこととされる²¹。これが、白山町に存在していた「料理屋」街と考えられる。栄町という地名も、白山商店街自体も現在消滅しているが、昔の地図を見ても、池町川沿いに飲食店が建ち並んでいることから、おおまかな位置は推察できる。なにより、久留米市を挙げて開催された勸業共進会の跡地に特殊飲食店がつけられたという流れは、興味深い歴史のように思われる。

瀬下町

久留米においてはじめて遊所が貸座敷という形で公に認められるようになるのは、1876 (明治9) 年4月に出される「貸座敷等諸規則」によってであるが、これによって、久留米の「瀬ノ下町ノ内字上濱・下濱ノ両町」に貸座敷営業が認められることになった。瀬ノ下町 (現・瀬下町) は、筑後川河口にある町で、当時港が置かれ、物資および人の出入りが盛んな土地であった。船主や船頭、荷揚げ関係者など、多くの港湾関係者も住んでいた。また水天宮を中心とした祭礼が盛んな土地でもあったため、もともと賑わう町であった。そのような人が集まる場所に自然発生的に誕生したのが、貸座敷であった。このように、「料理屋」があった瀬下町は、過去に貸座敷が存在していたという歴史を持つ場所であった。

¹⁵ 『商工人名録』 (久留米商工会議所、昭和11 (1936) 年) 参照。

¹⁶ 本文中では「料理屋」としているが、戦後の久留米に関する資料には主に「特殊飲食店」と表記されている。

¹⁷ 『久留米商工名鑑 1950』 (永田義雄、久留米市役所、久留米商工会議所、昭和25 (1950) 年) 参照。

¹⁸ 久留米実業界主催の催し。大正3 (1914) 年4月26日から36日間開催。32都道府県と台湾から5万点の出品があり、30万人を越す入場があった。

¹⁹ それぞれ『商工人名録』 (久留米商工会議所、昭和11 (1936) 年) および『久留米商工人名録 昭和十五年版』 (久富金作、久留米商工会議所、昭和15 (1940) 年) 参照。

²⁰ 『角川日本地名大辞典 40福岡県』 (角川書店、「角川日本地名大辞典」編纂委員会、昭和63年) 713ページ参照。

²¹ 昭和20 (1945) 年の空襲で被災、第二次大戦後南部地区に白山商店街が開設された。

大石町

大石町は、筑後川下流左岸に位置する町で、もともとは田舎町であったが、明治31（1898）年、対岸の佐賀県豆津への船橋が架設されたのを皮切りに、明治37（1904）年前後には久留米市街を經由して豆津へ至る県道（現・246号線）が横断、明治42（1909）年には筑後軌道豆津線が開通するなど、めまぐるしい変化があった。『商工人名録』によると、大石町には昭和11（1936）年には6軒、昭和15（1940）年には8軒の「料理屋」が確認できる²²。昭和25（1950）年の『久留米商工年鑑』によると「料理屋」の数は8軒であり、戦前と変化していないのがわかる²³。久留米市の端に位置する同町に一定の「料理屋」が存在し続けたのは、筑後川関係の改修工事などによって労働者が集まっていたためではないだろうか。また大石町にあった「料理屋」の1つは、久留米市議会議員が経営していたことがわかっている。

東町～西町

東町は、急行電車久留米駅（現・西鉄久留米駅）周辺に位置する。東町の「料理屋」は、「新地」というところに集まっていたとされているが²⁴、その地名は、過去の地図を見ても存在しない。そのため通称だったと考えられる。東町は、急行電車久留米駅が設置されたところから飲食店が立ち並び発展していたため、東町から隣接する西町にかけても、沿線に沿うように、繁華街的な場所も発生したのだと思われる。ちなみに西町は、戦後、「連れ込み旅館」の営業が目立つようになっていくことを付け加えておく。

ここまで述べたことを整理してみると、「料理屋」が集まっていた箇所は、いずれもそれらの店が集まる以前から、ある程度賑わっていた場所であり、そこにさらに人が集まってくる中でそういった風俗店的なものが必要とされ、造られていったということが仮定できるのではないだろうか。また注目すべきは瀬下町の「料理屋」街で、その場所がもともとは貸座敷営業地だったという点は歴史的な観点からとても興味深い。

久留米に存在していた桜町遊廓は、軍隊が久留米にやってきたことで、それまで人家もほとんどなかったとされる原古賀町に一つのまちを切り開く形でつくられたのだが、「料理屋」すなわち特殊飲食店はそれぞれ、もともとある程度栄えていた場所に出現したということがわかる。

人々にとっては一括りに「遊廓のような機能をもつ場所」として認識されるものであっても、その成立背景は違っていることがわかる。

3. 『金銭貸借計算簿』にみる酌婦の契約状況

ここからは「料理屋」の業態についてより詳しく知るために、そこで働いていた酌婦の生活についてみていきたい。

『近代久留米における遊廓の成立背景と展開～『娼妓所得金日記帳』にみる娼妓の生活～』において、筆者は、久留米市の桜町遊廓で働く娼妓たちには、久留米出身の者は1人もおらず、遠くは大阪府、そのほか山口県や熊本県などといった他府県出身者をはじめ、同じ福岡県内でも、遠賀郡や築上郡、鞍手郡といった少し離れた場所からやってきた女性が多かったということを明らかにした²⁵。娼妓たちは、経営者に前借金をし、体を酷使し働くが、毎日のように客をとっても、その借金を返済することはできず、とて

²² それぞれ『商工人名録』（久留米商工会議所、昭和11（1936）年）および『久留米商工人名録 昭和十五年版』（久富金作、久留米商工会議所、昭和15（1940）年）参照。

²³ 『久留米商工名鑑 1950』（永田義雄、久留米市役所、久留米商工会議所、昭和25（1950）年）参照。

²⁴ 『久留米日日新聞』の記事（昭和32（1957）年12月5日）

も厳しい生活を送っていたこともわかった。

しかしながら、前借金をして働いていたのは、桜町遊廓の娼妓だけではなく。久留米市教育委員会所蔵『金銭貸借計算簿』という記録がある。これは、久留米市内の「料理屋」で働いていた酌婦の金銭記録である。のちに詳しく見ていくが、酌婦も、働き始めるときに、経営者に前借金をしているのである。

(1) 『金銭貸借計算簿』にみる酌婦の契約状況

『金銭貸借計算簿』の構成内容を紹介する。一例として、酌婦Mを取り上げる²⁶。以下、細かく見ていきたい。

<p>⑤ 被備主 ○ ○ ○ ○ 殿</p> <p>④ 料理屋組合事務所</p> <p>③ 金銭貸借計算簿</p> <p>② 備主 ○ ○ ○</p> <p>① 昭和四年十月規定</p>	<p>1) 表紙(図1参照。①～⑤の数字は筆者注。太字部分は印刷、そうでない部分は手書き。○は伏せ字、□が空欄を示す。)</p> <p>表紙には以下①～⑤までの項目内容が印刷と手書きによって記されている。</p> <p>①規定日。酌婦と経営者側が契約を結んだ日と考えられる。</p> <p>②備主。「料理屋」の経営者の名前が手書きで記されている。屋号等は記されていない。</p> <p>③太字で「金銭貸借計算簿」と印刷されている。</p> <p>④太字で「料理屋組合事務所」と印刷されている。桜町遊廓にも組合が存在していたように、「料理屋」にも組合があり、事務所が存在していたことがわかる。</p> <p>⑤被雇主と印刷されており、その下に酌婦の名前が手書きで記されている。</p> <p>2) 1～2ページ目</p> <p>1ページ目には酌婦と経営者が契約にあたって結んだとされる規定が記されている。「本帳簿ハ備主被備者相互間ニ於ケル金銭貸借ヲ明確ナラシムル為作成セシモノニ付左之様式ニ依リ賃借関係ヲ記載スベシ」とある。1条から4条までで構成されており、そのあとに注意事項が記されている。内容は以下の通りである²⁷。</p> <p>第一条 本帳簿ハ必要ノ場合警察署係官其他組合役員等検閲スル事アルベシ此場合之ヲ拒ム事ヲ得ス</p> <p>第二条 毎月必ズ賃借ヲ計算記帳シ双方認印ヲナシ相違ナキ事ヲ認證スル事</p> <p>第三条 被雇人ハ毎月ノ計算ニ不明ノ点アル時ハ組合事務所ニ出頭シ役員ニ不明ノ点ヲ尋ネ、帳簿ハ検閲ヲ受ケ正確ニ計算ヲ受ケル事ヲ得</p> <p>第四条 本帳簿ハ雇人ニ交附シ保管セシムル事</p>
---	--

(図1) 『金銭貸借計算簿』表紙

第一条 本帳簿ハ必要ノ場合警察署係官其他組合役員等検閲スル事アルベシ此場合之ヲ拒ム事ヲ得ス

第二条 毎月必ズ賃借ヲ計算記帳シ双方認印ヲナシ相違ナキ事ヲ認證スル事

第三条 被雇人ハ毎月ノ計算ニ不明ノ点アル時ハ組合事務所ニ出頭シ役員ニ不明ノ点ヲ尋ネ、帳簿ハ検閲ヲ受ケ正確ニ計算ヲ受ケル事ヲ得

第四条 本帳簿ハ雇人ニ交附シ保管セシムル事

以上、注目すべき点としては、帳簿は必要とき警察署係官、組合役員等が検閲することがあるということ(第1条)や、酌婦は毎月の計算に不明点があるときは組合事務所に出頭し尋ねること(第3条)など、明瞭な契約が履行されることが目指されていたことが言える。組合が十分に機能しており、酌婦に

²⁵ 平川知佳『近代久留米における遊廓の成立背景と展開～『娼妓所得金日記帳』にみる娼妓の生活～』(西南学院大学大学院研究論集第3号、平成28(2016)年)

²⁶ 酌婦の実名についてはプライバシー保護の観点から、イニシャル表記とする。

²⁷ 原文ママに引用する。一部、備主と雇人、被備者と被雇人とそれぞれ2通りの表記があるが同じ意味と認識し、それぞれ経営者と酌婦と理解する。

とって不当な契約がなされることのないよう、配慮がなされていたと言えるのではないか。条文からは、組織における風通しの良さが伺える。

次に、四条の規定ののちに注意事項が記されているが、以下の通りである。

注意

- 一、別借金ヲ単ニ小使ト記載スルハ不可必ス其用途ヲ記載スルコト
- 二、別借ノ空欄ニハ斜線ヲ引キ置クコト
- 三、他ノ酌婦ト共同客席ニ侍リタル時ハ酒肴料額並ニ賞興金額ヲ等分シ各酌婦ノ帳簿ニ記載スルコト
- 四、毎月ノ前借金、別借金、賞興金ノ累計ヲナスコト

ここでは、帳簿の記載方法についての注意事項が記されているが、注目点として、酌婦が何人か共同で客席に出る事があったということが挙げられる。

3) 4 ページ目

3 ページ目は空白であるため 4 ページ目。4 ページ目は、酌婦が結んだ契約状況が記されている。(図 2

考備	⑩ 債務弁済法	⑨ 月給金額	⑧ 雇入当時貸付金額	⑦ 雇入年月日	① 本籍 大分県別府市〇〇町〇〇番地	② 現住所 □□県□□市□□町□□番地	③ 親権者 〇〇〇〇	④ 酌婦 下女 〇〇〇〇	⑥ 明治四拾三年八月三十一日	参照。①～⑩の数字は筆者注。太字部分は印刷、そうでない部分は手書き。○は伏せ字、□は空欄を示す。 ①酌婦の本籍地 ②酌婦の現住所。 ③酌婦の親権者の名前を記載することになっている。 ④酌婦、下女という記載。どちらかに○をつける仕様であり、「料理屋」では酌婦および下女、2通りの仕事があったことがわかる。 ⑤酌婦の名前が手書きで書かれている。娼妓や芸妓と違って、源氏名の欄や記載がない。酌婦は、源氏名を使わず本名で働いていたことがわかる。 ⑥酌婦の生年月日が書かれている。 ⑦雇入年月日。 ⑧雇入当時貸付金額。これがいわゆる前借金である。 ⑨月給金額。酌婦は娼妓や芸妓と違い、月給制であったことがわかる。 ⑩債務弁済方法。月給の他に「酒肴料」の売上高の1割をとってもらえることになっていたことがわかる。
至昭和 □年 □月 □日	自昭和 四年 拾月 七日									
□年 □間										

(図 2) 『金銭賃借簿』 4 ページ目

(2)「別仮」記載にみる酌婦の生活

『金銭賃借簿』の中身は、毎日の収入と、別借の金額を書き込む形式になっている。毎日の収入は、「酒肴売上高」となっている。そしてそのうち「一割賞興金」が酌婦の取り分となっている。また、「別借」として、前借金とは別に日常生活の中で経営者に借りた金額も記載されている。そこには、金額とともに用途も書き込むことになっている。ここから、酌婦が日常生活を送る上で必要な際に、経営者にお金を借りていたことがわかる。

酌婦Mは、昭和4（1929）年10月7日から「料理屋」で働き始めている。10月7日、「酒肴売上高」として、2円50銭、そのうち「一割賞興金」として25銭が取り分。「別借」として50銭を経営者から借りている。用途は、「シンダンショ貸シ」となっている。

「別借」の用途から、酌婦の生活が浮かび上がってくる。例えば、さきにも挙げた「シンダンショ貸シ」という記述。これは、酌婦Mが、「料理屋」で働くにあたって、健康診断を受けていたことがわかる。また、この金銭帳には、「健康診断表」という一枚の紙が挟まっており、酌婦が仕事をするにあたって、定期的に健康診断を受けていたことがわかった。

昭和四年										表 診 檢 受			久留米市東部料理屋組合			
十一 月 廿 六 日	十二 月 十六 日	十二 月 十六 日	一 月 廿 六 日	一 月 廿 六 日	二 月 十六 日	二 月 十六 日	三 月 十六 日	三 月 十六 日	四 月 十六 日	解 雇 日	雇 入 日	年 齢		姓 名	名 稱	雇 主
				五 月 十六 日								三 年		酌 婦		東 町
												八 月 二十 一 日				

図3 「健康診断表」

健康診断は、月に3回（6日、16日、26日）行われており、実施された分には、「検診済」の赤い判子が押されている。福岡県では「特殊料理屋営業取締要綱」において健康診断がすすめられるようになったとされていたことは先に述べたが、久留米市の場合には、それ以前から料理組合の管理のもと、健康診断が義務化されていたことがわかる。

そのほか、10月12日には「タビ代」として28銭、10月18日には「湯札代」として20銭を経営者に借りている。11月25日には、「着物仕立積」として50銭という記述がある。ここから、着物やタビを自分で用意しなければならなかったこと、また日常生活の一面として、銭湯に通っていたこともわかる。銭湯代を借りていたということからは、店から銭湯に通っていたということになるので、店に住み込みで働いていた可能性も考えられる。

しかしながら、比較的自由な生活もイメージすることができる。11月9日には「イナリ様ニ参リカシ」として50銭や「カツド行カシ」として50銭、お金を借りて外出している²⁸。ここで注目したいのが、酌婦が稲荷神社へ参詣に出かけているという点である。多くの娼妓たちが商売繁昌や性病治癒等を願って寺社に出かけていたことは、拙稿で明らかにした²⁹。久留米市桜町遊廓の娼妓たちも稲荷神社を参詣している

²⁸ 「カツド」とは活動写真のことではないかと推測される。当時人々の間では、活動写真のことを活動と呼んでいた。

のであるが、彼女たちは、遊廓外に出かけたとして処罰されている。しかしながら、酌婦が外出したというだけで特に処罰を受けたという記録は残っていないので、酌婦たちは娼妓たちに比べると、自由な生活を送ることができていたことが言えるのではないだろうか。

むすびにかえて

(1) 酌婦と娼妓のそれぞれの生活

ここからは、むすびにかえて、より具体的に、酌婦と娼妓の生活実態を金銭記録から比較することで、酌婦の生活については「料理店」すなわち特殊飲食店の特徴について浮き彫りにしていきたい。

あらためて『金銭賃借計算簿』を詳しくみていきたい。酌婦Mは大分県別府市の貧しいまちの出身であった。東町の「料理店」にやってきたのは、昭和4（1929）年の10月、その当時19歳であった。前借金は700円、月給の5円と月給の他に売上高1割を返済にあてることになっていた。

昭和4（1929）年10月7日から働き始め、その日の売上高は2円50銭となっており、そのうち1割の25銭が基本的に酌婦の取り分となる。10月は11日間働いており、1ヶ月の稼ぎ高は、70円50銭であるので、1ヶ月の取り分は7円50銭となる。これと月給5円を合わせたもの（12円50銭）を返済にあてるが、688円98銭が次の月にそのまま持ち越されることになる³⁰。ここから、1ヶ月の労働で、前借金額（700円）が少し減っていることがわかる。その後計算していくと、11月の稼ぎ高は118円35銭で、次の月へ持ち越す借金額は674円73銭5厘。12月の稼ぎ高は102円92銭、次の月へ持ち越す借金額は、659円44銭2厘。昭和5（1930）年1月の稼ぎ高は107円、次の月へ持ち越す借金額は、646円54銭2厘。昭和5（1930）年2月の稼ぎ高は39円50銭、次の月へ持ち越す金額は、640円86銭7厘。ここまで、わずかではあるが、借金額が最初の前借金額よりも減っていることがわかる。そのような酌婦Mの『金銭賃借簿』であるが、昭和5（1930）年3月23日で記録が止まっている。その時点で言えることは、3月分の稼ぎ高は39円95銭、残った借金額は633円74銭2厘であったということである。このことから、昭和4（1929）年10月から昭和5（1930）年3月までの間に、もともとの前借金から、66円25銭8厘だけ返済することができたことがわかる。ちなみに、酌婦Mの1ヶ月の平均勤務日数は15日、平均稼ぎ高は78円であった。そんな酌婦Mが借金を残してどうなったのか消息はわからない。

では、娼妓の場合はどうだろうか。桜町遊廓に存在していた福寿楼の金銭記録『娼妓所得金日記帳』の中から、曙分を取り上げる³¹。曙は、福岡県鞍手郡の出身で、福寿楼にやってきたのは、大正14（1925）年11月、18歳のときであった。前借金は2100円で、福寿楼の娼妓の中で高額であった。大正14（1925）年11月18日に初床、それからほぼ毎日のように客をとっている。1日の揚げ代は、少ないときで2円、多いときでは12円とばらつきが見られ、1日に1人～数人の相手をしていたことが考えられる。11月は10日間働いており、稼ぎ高は67円となっている。しかしながらこの稼ぎ高の半分は経営者に渡す決まりで、娼妓の手元に残るのは、33円50銭。さらには、そこから食費や利子が引かれることになっている。またこの月は娼妓稼業をはじめのために衣装や化粧品のほか日用品などを揃える必要があったと考えられ、借金は2290円30銭5厘となっており、1ヶ月目にして、もともとの前借金から借金額が増加していることがわかる。それだけでなく、売上げの半分を経営者に渡し、その残った分からさらに食料や利子が引かれるという

²⁹ 平川知佳『研究ノート：遊廓と祈り～久留米市・桜町遊廓における娼妓の生活と展開～』（西南学院大学大学院研究論集 第4号、平成29（2017）年）

³⁰ 前借金（700）円＋「別借」合計（1円48銭）－娼妓取り分（7円50銭）＋月給金額（5円）＝来月に持ち越される借金額（688円98銭）。この計算については金銭帳に記されているわけではないので、筆者が独自で算出している。

³¹ 曙は源氏名。また、曙を取り上げた理由は、『娼妓所得金日記帳』の中で、曙が働いていた時代が大正末期であり、酌婦Mが働いていた昭和初期と時期が比較的近いので、状況を比較しやすいのではないかと考えたためである。

状況では、どんなに働いても、借金を減らしていくことはとても困難であった。曙の1ヶ月における平均勤務日数は19日、平均稼ぎ高は125円5銭であった。そのようにして大正14（1925）年11月から大正15（1926）年10月まで働いた記録が残っているが、その時点で借金額は2200円79銭となっており、もとの前借金額を上回っていることがわかる。約1年の間、体を酷使して働いても、借金を返済するどころか、増やす結果になってしまっているのである。

（2）酌婦と娼妓の生活の比較からみえてくるもの

以上取り上げた2人を例に金銭記録を比べてみると、まず前借金の金額に違いがあることに気づく。酌婦Mも娼妓曙も店にやってきた当時、同じ10代の若さであったが、酌婦Mは700円、曙は2100円と、その前借金には大きな開きがある。大正時代に記録された草間八十雄による「売笑婦の稼業実態」という調査によると、酌婦ならびに娼妓それぞれに、前借金の高低を定める基準があったことがわかる³²。それによると、酌婦の前借金の高低は、「イ容貌 ロ健康 ハ経歴」によって決められていたのに対し、娼妓の前借金の高低は「イ年齢 ロ容貌 ハ健康」ということで、年齢の若さが重要視されていた³³。若さが評価の対象の1つであったのは、娼妓の場合、高額な金を貸す代わりに、店で長く働いてもらう必要があったためだと思われる。年齢が若い方が長く働くことができる可能性が高い。

前借金は、契約年数の長さにも関連している。同じく「売笑婦の稼業実態」によると、娼妓の在籍期間は、6年契約の者が多くの割合を占めている³⁴。中でも6年契約で1000円程度の前借金をする者が一番多かった³⁵。酌婦の在籍期間については明らかにされていないが、一番多い前借金額が、100～200円であった³⁶。注目すべきは、そういった酌婦の中には、無借金で働く酌婦もいたという点である³⁷。娼妓になる人は、長期間働く覚悟で高い金額を、酌婦になる人は、比較的短い期間で返すことができそうな金額を借りていたということが言えるのではないだろうか。

その違いは、酌婦及び娼妓がそれぞれその仕事を選ぶこととなった原因にも関連していると考えられる。「売笑婦になる原因」の統計によると、娼妓がその仕事をするようになった原因で主なものが、「前借金整理並に家計補助」（54.43％）と「貧困なる家計を救ふため」（42.39％）で、「自己生計困難のため」（3.18％）に娼妓になったとする割合は圧倒的に低い³⁸。それに対し、酌婦がその仕事をするようになった原因は、「貧困家計を救ふため」（42％）の次に「自己生活のため」（18.8％）が多い³⁹。「自己生活のため」とは、必ずしも自身の経済状況が窮迫しているとは限らない。娼妓として働くことを決める人は、家庭の貧困のため止むを得ずその道を選ぶ人が多かったと思われる。しかし、酌婦の場合は、自分から好んでとまでは言わないが、止むを得ない事情でなくても生活方法の1つとして、その仕事を選んでいる人もいたということではないだろうか。それは、先に紹介したように、前借金なしで働くことを決める酌婦もいたということにも関連している。「売笑婦になる原因」の最終的な考察においても、酌婦が「自己の希望又は生活方法として売笑婦の群に入れる」実態は、「注目すべき現象」であるとまとめられている⁴⁰。

ここで、あらためて、酌婦Mと曙それぞれの働き方に注目したい⁴¹。1ヶ月における平均勤務日数を計

³² 『浮浪者と売笑婦の研究』（草間八十雄、文明協会、昭和2（1927）年）主に東京近辺で行われた調査である。

³³ 『浮浪者と売笑婦の研究』101ページ参照。

³⁴ 『浮浪者と売笑婦の研究』106ページ参照。娼妓5152人中調べ。

³⁵ 同上。

³⁶ 『浮浪者と売笑婦の研究』107～108ページ参照。東京・玉の井（特殊飲食店街）で働く者493人中調べ。

³⁷ 同上。

³⁸ 『浮浪者と売笑婦の研究』99ページ参照。娼妓1602人中調べ。

³⁹ 『浮浪者と売笑婦の研究』99ページ参照。酌婦250人中調べ。

⁴⁰ 『浮浪者と売笑婦の研究』100ページ参照。

⁴¹ 酌婦は『金銭貸借計算簿』、娼妓は『娼妓所得金日記帳』の記録を参照。

算してみると、酌婦Mは約15日であるが、曙は約19日となっており、酌婦より娼妓の働き方のほうが、ハードであったことがわかる。また曙の場合は、1日に数人の相手をしていただけであるので、特に身体を酷使していたことがうかがえる。そのためか曙は、約1年の在籍期間中、3度病院に入院している。

次に、1ヶ月の平均稼ぎ高は、酌婦Mが約78円で、曙が125円5銭であったが、ここから、曙のほうが多く稼いでいたことがわかる。しかしながら、酌婦も娼妓もいくら稼いでも、前述したとおり、稼いだ金額がすべて懐に入るわけではなかった。酌婦は月給と稼ぎ高の一部、娼妓は稼ぎ高の半分がそれぞれ取り分であったが、結局はそれも、前借金の返済にあてられるだけであった。しかしながら、酌婦M、曙ともに、前借金を完済することはできなかった。酌婦Mは前借金をわずかばかり減らしているが、曙にいたっては結果的に借金が増えることになっており、娼妓のほうが、稼ぎが多くても生活は楽になる訳ではなかったこと、そして酌婦のほうが比較的生活しやすかったことが言えるのではないだろうか。

(3) まとめ

久留米のまちにおいて、公認遊廓であった桜町遊廓と、非公認であるが遊廓的な機能を果たしていた「料理屋」すなわち特殊飲食店街。現代のわたしたちにとっては一括りに認識されるものであっても、まず、成り立ちから違いがあったということを本研究において明らかにすることができた。桜町遊廓は、はじめから公認の遊廓としてつくられたものだったが、「料理屋」は、出発点が飲食店であったことから、もともとある程度賑わっている繁華街的な場所に存在するが多かった。その繁栄の中で、自然発生的に生み出されていったのが、遊廓的な機能をもつ「料理屋」であった。

遊廓と「料理屋」では、そこで働く女性たちにも違いがあった。前借金を返済するために働くというスタイルは同じであったが、前借金の金額や勤務日数等に違いがあった。酌婦は、娼妓よりも前借金が低く、勤務日数も少なかった。また、酌婦は、稲荷神社や活動写真に出かけるなど、比較的自由な生活を送ることができていたように思われる。

しかしながら酌婦の生活について知り、「料理屋」すなわち特殊飲食店の実態にせまるには、未だ調査すなわち資料分析が十分な状態であるとは言えない。今回の考察では、酌婦と娼妓、2人の金銭記録を比較し分析を行ったが、あくまでも個人的記録をなぞる程度、極めて狭い範囲での研究にとどまっている感は否めない。これからは、そういった事例研究を積み重ねる一方で、時代背景や当時おかれていた女性の立場がどのようなものだったのかなど、多角的な視点から、社会の中における「料理屋」すなわち特殊飲食店の存在意義について捉え直すなど、より包括的な研究を進めていくことを今後の課題としたい。例えば、当時女性が性的な仕事に就くことは、娼妓の前借金の高さからもうかがえるように、貧しい家庭を救うための最終手段だったに違いない。しかし、酌婦の中には「自己生活のため」働いていた人も多くいたとされる。女性が主体的に自らそういった仕事を選ぶ場合もあったということは、近代期の遊廓および遊廓のような機能を持つ場所における女性の働き方や生活について分析をすすめる上で、非常に重要なポイントであるように思われる。

参考文献

- 『角川日本地名大辞典 40福岡県』（「角川日本地名大辞典」編纂委員会、角川書店、昭和63（1988）年）
- 『観光の久留米 市勢要覧！ 商工人名鑑』（前田伝造、夕刊大久留米社、昭和12（1937）年）
- 『近代久留米における遊廓の成立背景と展開～『娼妓所得金日記帳』にみる娼妓の生活～』（平川知佳、西南学院大学大学院研究論集第3号、平成28（2016）年）
- 『久留米医師会史』（久留米医師会史編纂委員会編、久留米医師会史編纂委員会、昭和45（1970）年）
- 『久留米市誌』（久留米市役所編、昭和8（1933）年）
- 『久留米市史』（久留米市史編さん委員会編、久留米市、昭和56（1981）年）

- 『久留米市勢一斑』（筑後日之出新聞社、大正4（1915）年）
- 『久留米商工人名録 昭和十五年版』（久富金作、久留米商工会議所、昭和15（1940）年）
- 『久留米商工名鑑 1950』（永田義雄、久留米市役所、久留米商工会議所、昭和25（1950）年）
- 『久留米名鑑』（大阪新報社支局名鑑部、昭和4（1929）年）
- 『久留米よいところ』（久留米紹介社、昭和13（1938）年）
- 『警察実務教科書 第4巻（保安警察編 其1）』（警視庁警務部警務課教養係編纂、自警会、昭和11（1936）年）
- 『研究ノート：遊廓と祈り～久留米市・桜町遊廓における娼妓の生活と展開～』（平川知佳、西南学院大学大学院研究論集第4号、平成29（2017）年）
- 『商工人名録』（久留米商工会議所、昭和11（1936）年）
- 『新聞にみる福岡県女性のあゆみ—明治・大正編—』（福岡市女性史編纂委員会編著、福岡県、平成5（1993）年）
- 『帝都における売淫の研究』（副見喬雄、博文館、昭和3（1928）年）
- 『福岡県警察史 昭和前編』（福岡県警察本部、昭和55（1980）年）
- 『浮浪者と売笑婦の研究』（草間八十雄、文明協会、昭和2（1927）年）

参考資料

- 『金銭貸借簿』酌婦M分（久留米市教育委員会所蔵、大正時代）
- 『久留米日日新聞』（久留米日日新聞社、昭和32（1957）年12月5日）
- 『娼妓所得金日記帳』曙分（久留米市教育委員会所蔵、大正時代）
- 『福岡日日新聞』（福岡日日新聞社、昭和12（1937）年2月27日）